

令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌駅交流拠点は、平成28年5月に策定した「第2次都心まちづくり計画」において、まちづくりの骨格構造として位置付けられた交流拠点のひとつであり、また道内最大の交通結節点であることから、北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる起点を形成して道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能の強化が求められている。

平成30年3月には北海道新幹線札幌駅のホーム位置が決定したことを受け、同年9月に札幌駅交流拠点のまちづくりの新たな指針として「札幌駅交流拠点まちづくり計画」（以下、「まちづくり計画」という。）を策定している。

令和元年10月には、北5西1・西2街区の再開発を推進するため「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」（以下、「基本構想」という。）が策定され、開発コンセプトの視点のひとつである基盤整備において「多様な交流を支えにぎわいを形成する交通結節機能の充実とバリアフリー化の推進」を掲げている。同年11月には、地権者5者で構成される「北5西1・西2地区市街地再開発準備組合」が設立され、官民協働で再開発の具体化に向けた検討が進められている。

本業務では、これまでの検討成果や周辺街区の再開発等の検討状況を踏まえ、将来の札幌駅周辺の交通の円滑化に向けた検討を行う。

4 業務の内容

(1) 計画準備

業務の目的と主旨をよく理解し、業務の実施方針を立案したうえで、業務内容、業務工程、業務実施体制等を示した業務実施計画書を策定する。

(2) 札幌駅周辺の将来の交通円滑化の検討

北海道新幹線札幌開業や創成川通の機能強化（都心アクセス強化）、周辺街区の再開発等の検討状況等を踏まえ、下記ア～オのとおり、将来の札幌駅周辺における自動車及び歩行者の将来の交通量を推計し、札幌駅周辺の交通円滑化に向けた検討を行う。

検討にあたっては、まちづくり計画（下記13-(2)参照）の本書3ページに示す「計画の対象区域」を含む範囲を検討の対象区域として設定すること。また、北5西1・西2街区及び北4西3街区の再開発による発生集中交通量は、別途業務にて算出した結果を踏まえることとし、必要に応じてパーソントリップ調査結果や過年度交通量調査等の交通データ、並行して進む交通施策、再開発等の検討状況を与条件として発注者より提供する。

ア 札幌駅周辺の将来の自動車及び歩行者の発生集中量の設定

北海道新幹線札幌駅のホーム位置や東改札口の設置検討、北4西3街区の再開発等の条件を反映したうえで、札幌駅周辺の将来の自動車及び歩行者の発生集中量を設定する。歩

行者の発生集中交通量は、札幌市が行った「平成 29 年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」にて算出した推計結果を踏まえることとする。

イ 自動車交通量の推計

上記アの結果を基に、対象区域内の道路ネットワークの将来の自動車交通量を推計する。推計ケースは 2020 年度（現状）と 2030 年度末（北海道新幹線札幌開業後）の 2 つとする。また、推計にあたっては、再開発施設の駐車場出入口等の諸条件の設定並びに車両動線計画を検討すること。

ウ 歩行者交通量の推計

上記アの結果を基に、JR 札幌駅、地下鉄さっぽろ駅等の各交通施設間の乗継歩行者交通量及び各方面別に将来の歩行者交通量を、上記イと同様に 2020 年度と 2030 年度末の 2 ケースで推計する。

エ 交差点の方向別の将来交通量の設定

上記ア～ウを踏まえ、対象区域内の交差点において、自動車及び歩行者の起点から終点までの移動経路が最短となるように方向別の交通量を設定する。対象とする交差点は、北 4 条線の西 3 丁目及び西 4 丁目の 2 箇所、北 5 条・手稲通の東 1 丁目～西 5 丁目の 6 箇所、北 7 条線の西 1 丁目及び西 2 丁目の 2 箇所の計 10 箇所程度とする。

オ 交通円滑性の照査及び対策の検討

上記エを踏まえ、各交差点の交通円滑性の照査を行い、課題がある場合はその対策検討を行う。

(3) 北海道新幹線札幌駅東改札口に隣接する交通広場に係る検討及び概略平面図の作成

北海道新幹線札幌駅東改札を設置した場合に、東改札口に隣接する交通広場の規模や機能配置等を検討し、交通広場の概略平面図を 3 案程度作成する。

検討にあたっては、基本構想等において北 5 西 1・西 2 街区や札幌駅南口駅前広場に求められる交通機能や、上記(2)ーアにより設定した、東改札口の利用者数や二次交通への乗継需要等を踏まえること。

(4) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う（履行期間内に 5 回程度を想定）。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

(5) 説明資料の作成

上記(1)～(3)の内容をとりまとめ、説明資料（概要版（A 4 版 4 枚程度）及びパワーポイント資料）を作成する。

(6) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 3 年 3 月 26 日（金）までとする。

6 業務提案の上限額

金 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 版 1 ページまで
(2) 札幌駅周辺の将来の交通円滑化の検討	将来の交通量の設定及び推計の手法及び考え方のほか、交通円滑性における課題対策を検討する上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(3) 北海道新幹線札幌駅東改札口に隣接する交通広場に係る検討及び概略平面図の作成	交通広場の施設規模や機能配置を検討する上で考慮すべきポイントや、上記(2)の推計結果の反映のさせ方等	A4 版 2 ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4 版 2 ページまで
(5) 業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4 版 1 ページまで
(6) 業務工程表	履行期間中における業務別のスケジュール	A4 版 1 ページまで
(7) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 31・32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8 - (7) に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版の両面印刷とするが、A 3 版片面印刷も可とする。その場合は、A 4 版の大きさに折り込むこと。

提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 9 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和 2 年 5 月 12 日(火)15 時 00 分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌

市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する
場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年5月1日(金) 12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記
14の連絡先までメールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業
務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有する
と認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。な
お、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外す
る。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間が、提案書類の提出締切日
を越えて延長された場合、提出書類による書類審査にて審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは30分(説明15分・質疑15分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の
配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写
のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日
は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェク
ターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和2年5月18日（月）

二次審査 令和2年5月25日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	15
(2) 札幌駅周辺の将来の交通円滑化の検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	25
(3) 北海道新幹線札幌駅東改札口に隣接する交通広場に係る検討及び概略平面図の作成	提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	25
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	15
(5) 業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
(6) 業務工程表	業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか 業務の実施に適した人員体制となっているか	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措

置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考資料

- (1) 札幌市「第 2 次都心まちづくり計画」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

- (2) 札幌市「札幌駅交流拠点のまちづくり」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sapporoeki.html>

- (3) 札幌市「札幌駅周辺の交通基盤整備」

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/kotsukiban.html>

- (4) 北海道旅客鉄道株式会社

「札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区市街地再開発準備組合」設立のお知らせ

https://www.jrhokkaido.co.jp/CM/Info/press/pdf/20191111_K0_sapporosta_jyunbikumiai.pdf

- (5) 北海道旅客鉄道株式会社「新幹線札幌駅について」

<https://www.jrhokkaido.co.jp/CM/Info/press/pdf/e59f326c24e52f04866fd13cee954d26.pdf>

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側)

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp